

道路運送車両法施行規則の一部改正について

1. 改正の背景

現在、自動車を回送する場合には、当該運行が回送運行の許可を受けて行なわれているものであることを何時でも誰でも容易に判別できるよう所定の場所に耐久性等のある金属製の回送運行許可番号標を表示することが義務付けられています。ただし、構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において、特定の回送については、ビニールのような柔らかく丈夫な素材の番号標を表示することが認められていました。

その後、当該特例措置について、特区内に限らず、全国展開を行うことが決定されたことに伴い、今般、以下のとおり関係省令（道路運送車両法施行規則）の改正を行うものです。

2. 改正の概要

（1）特例による回送運行許可番号標の要件について

運輸監理部長又は運輸支局長が次のような要件があると認める場合には、特例による回送運行許可番号標を使用することができることとします。

主として以下の回送の用に供されている道路の区間であること

）自動車運送船（専ら自動車の運送の用に供される本邦と外国との間を往来する貨物船をいう。）から陸揚げされた自動車の駐車場、自動車整備工場その他関係施設への回送、又は

）自動車運送船に積み込むための回送

当該回送の効率化を図るために特に必要がある場合

（2）特例による回送運行許可番号標の様式について

特例による回送運行許可番号標の様式については、現行の回送運行許可番号標の要件のうち、金属製のものであること、文字は浮出しとすること、使用に十分耐える硬度を有するものであること、取付孔を設けることについて、義務付けないこととします。

本特例措置については、平成16年9月に構造改革特別区域推進本部において、特区における特例措置の内容・要件（上記（1）及び（2））のとおり全国展開を行うことが決定されています（「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」）。

（3）特例による回送運行許可番号標の貸与申請について

特例による回送運行許可番号標の貸与を受けようとするときは、当該回送運行許可番号標の有効期間ごとの数を明らかにして申請すべき旨を定めることとします。

必要に応じて、規制の特例措置の適用を受ける回送の用に供されている道路の区間及びその周辺を示す地図、当該道路の区間の距離や当該道路の区間における回送運行車両及び当該回送運行車両以外の車両の通行の状況が確認できる書面等の提出を求めることとします。

(4) 特例による回送運行許可番号標の表示について

特例による回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、当該回送運行許可番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に脱落しないように取り付けることによって行うものとします。

3 . スケジュール

公布 平成 1 7 年 2 月中 (予定)

施行 平成 1 7 年 3 月中